５　電子登録システムの操作手順について

５　電子登録システムの操作手順について

(1)　事前準備

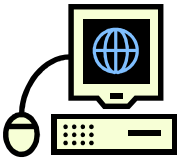

ア　パソコン（推奨環境）

パソコン	対応 OS が動作する PC/AT 互換機(DOS/V)
CPU	1 GHz 以上のプロセッサー
メモリ	2GB 以上
HDD	OS が 32bit の場合 16GB 以上の空き容量 OS が 64bit の場合 20GB 以上の空き容量
グラフィックプロセッサ	WDDM 対応ドライバーが提供されている DirectX 9.0 以上の GPU
画面の解像度	1024×768 ピクセル(XGA) 以上

イ　ソフトウェア

対応 OS	Windows 8.1 (32bit /64bit) Windows 8.1 PRO (32bit /64bit) Windows 10 (32bit/64bit) Windows 10 PRO (32bit/64bit)
ブラウザ	[Windows 8.1 の場合]　Internet Explorer 11 [Windows 10 の場合]　Internet Explorer 11 **※Microsoft Edge は対象外です。**
その他	ウイルス対策ソフト、ADOBE READER

ウ　インターネット環境

光回線、ADSL などの常時接続サービスを推奨します。回線とは別にプロバイダ契約、継続して利用が可能な電子メールアドレスが必要です。

また、HTTP、HTTPS、SMTP の各プロトコルがファイアウォールを通過できることが必要です。

エ　プリンタ

(2)　電子登録システムとは

電子登録システムとは、入札参加資格登録の申請及び変更届がインターネットから行えるシステムです。

(3)　システムで行える申請

申請区分	申請可能期間	説明
定期申請（新規／継続）	定期申請期間	入札参加資格登録を継続又は新しく資格登録する場合に申請します。
追加申請（新規）	追加申請期間	新しく入札参加資格の登録をする場合に申請します。登録中の業者は追加申請できません。
変更申請	登録中随時	登録されている情報に変更が生じた場合に変更申請を行います。
希望業種変更申請	希望業種変更申請期間	翌年度の入札参加資格に関わる希望業種を変更したいとき（希望順位を入れ替える場合、現在希望していない業種へ変更する場合）は、希望業種変更申請を行います。希望業種変更申請は中間年（定期申請を行わない年）に実施されます。

OnePoint

業者区分には、以下の５つがあります。
建設工事
測量・建設コンサルタント
物品調達
業務委託・役務の提供
賃借・売払い

(4)　申請内容

ア　入札参加資格登録を継続する場合

現在登録がある業者は、定期申請期間中に「定期申請」を行うことにより、継続することができます。

イ　新しく入札参加資格を登録する場合

現在登録のない業者は、新しく入札参加資格を登録することができます。

定期申請期間中又は追加申請期間中に「定期申請」又は「追加申請」を行います。

ウ　再び入札参加資格を登録する場合（過去にいずれかの業者区分で登録があった場合）

過去に登録があり業者番号を保持している業者は、当該番号により入札参加資格を登録します。

定期申請期間中又は追加申請期間中に「定期申請」又は「追加申請」を行います。

エ　登録情報に変更が発生した場合

現在登録中の業者は、登録情報に変更が発生した場合、速やかに「変更申請」を行います。

ただし、申請担当者に係る情報（連絡先メールアドレス、パスワードを含む。）は「申請者情報」から変更します。

注意

入札参加資格の辞退は電子登録システムから行えません。別途、契約課までお問い合わせください。

(5) メール通知について

申請ごとに受付通知、審査結果通知がメールで送信されます。

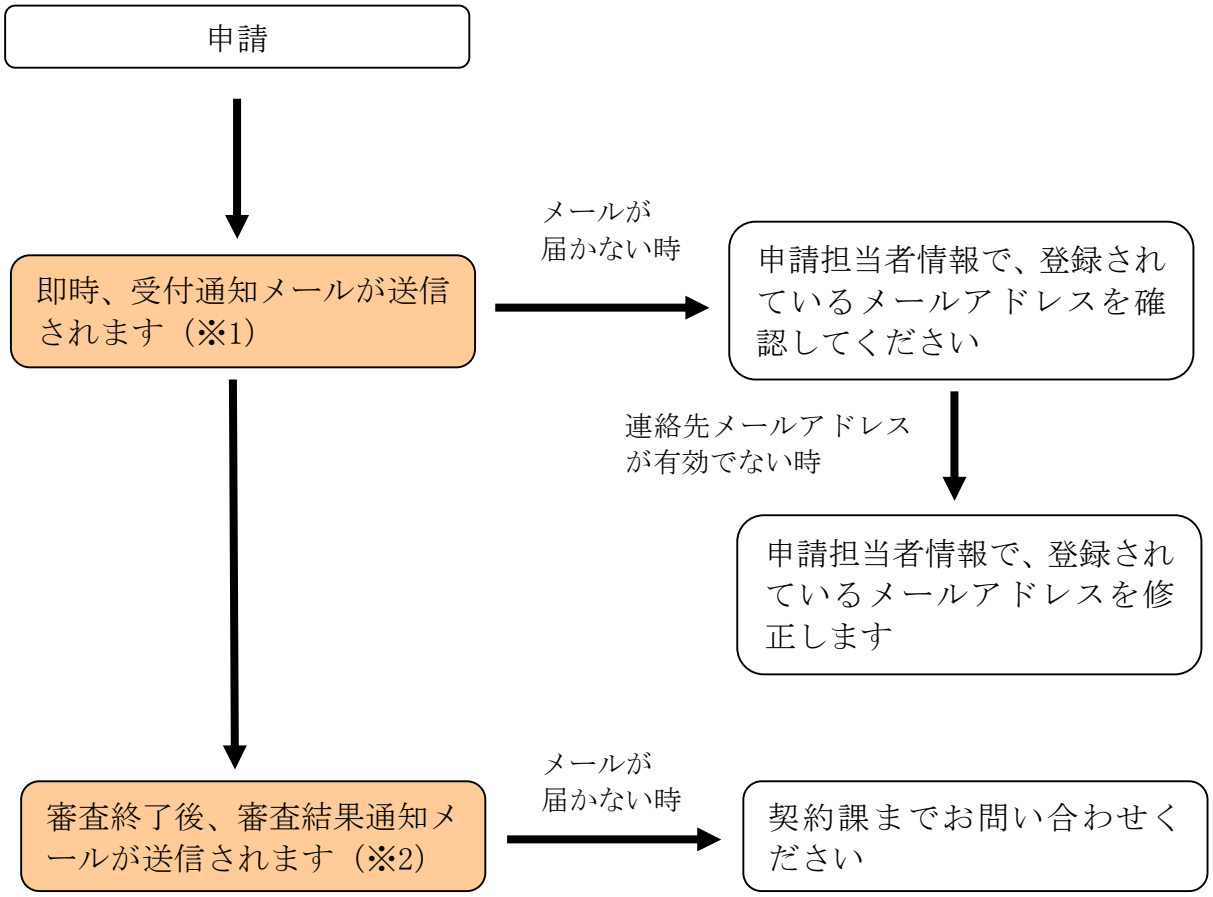

注意

（※1）受付通知メールは申請完了後すぐに送信されますが、メールサーバの遅延などで、配送に１日程度かかることがあります。
なお、受付通知メールは再送できません。

（※2）定期申請、追加申請の審査には数か月かかります。
変更申請の審査には数週間かかる場合があります。

(6)　電子登録システム補助機能

電子登録システムには、以下の補助機能があります。

機能名	説明
利用登録	電子登録システムを利用するにあたって、業者番号とパスワードを発行します。 登録済業者はすでに取得している業者番号、パスワードがあるため、再度利用登録する必要はありません。
パスワード再交付申請	現在登録中の業者は、パスワードを失念した場合にメールでパスワード再設定ＵＲＬを通知することができます。 ただし、通知先は申請担当者情報に設定されたメールアドレスに限ります。
業者番号再通知	現在登録中の業者は、業者番号を失念した場合にメールで通知することができます。 ただし、通知先は申請担当者情報に設定されたメールアドレスに限ります。
補正指示	申請書の内容に誤りがあった場合、発注者から補正を指示される場合があります。補正指示はメールで通知がされますので、必要な修正を行い、速やかに補正申請を行います。

(7)　会社形態の入力や機種依存文字や外字を含む場合の取り扱いについて

※ 会社形態については、㈱や（株）のような省略文字を使用せずに、登記簿に記載の正式名称で入力してください。

（例）㈱、（株）　→　株式会社
　　㈲、（有）　→　有限会社

※ 機種依存文字や外字については、類似文字に置き換えて入力してください。

（例）吉　→　吉
　　髙　→　高
　　﨑　→　崎

また、株式会社や有限会社などの会社形態と会社名との間にはスペースを入れずに、つめて入力してください。

（正）◇◇◇◇建設株式会社　　**（誤）**◇◇◇◇建設　株式会社

OnePoint

機種依存文字、JIS 第三水準の漢字や外字で申請されていた名称、氏名等は、類似文字もしくはカタカナに置き換えています。

(8)　利用登録

電子登録システムを利用するには、業者番号とパスワードが必要です。新規業者で業者番号とパスワードを取得するには、電子登録ホームページから利用登録を行ってください。

なお、業者番号は業者ごとに配付されます。支店ごとではありませんので、ご注意ください。

ア　堺市電子調達・電子登録システムのポータルサイトで、「電子登録システム関係」をクリックし、電子登録システム関係ページの「利用登録」をクリックします。

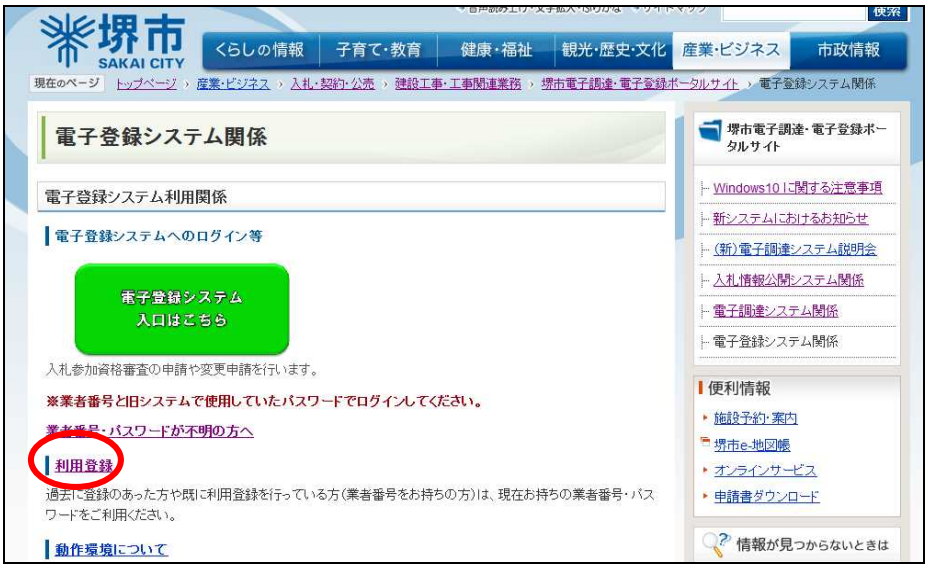

イ　申請担当者のメールアドレスを入力し、『利用登録』ボタンをクリックします。

ウ　受付完了のメッセージが表示されます。
　また、表示されたメールアドレスに利用登録するためのＵＲＬを記載したメールが送信されます。

注意

この時点では利用登録は完了していません。
送信されたメールに記載のＵＲＬから利用登録する必要があります。

エ　送信されたメールに記載のＵＲＬにアクセスします。

件名:　【堺市電子登録システム】利用登録案内

堺市電子登録システムの利用申請を受け付けました。
下記 URL にアクセスし、○年○月○日　○時○分までに必要な情報を入力し、利用登録を完了してください。
URL:http://dts.keiyaku.city.sakai.lg.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUpRiyoushaNoHakkou&Key=

本メールはシステムが自動的に送信しております。
本メールへの返信にてお問い合わせいただいても回答できませんのであらかじめご了承ください。
また、システムの操作に関することはヘルプデスク（ＴＥＬ：０５７０－０１１３１１）にご連絡ください。
なお、本メールに心当たりのない方は下記までご連絡ください。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
堺市　契約課（建設工事、測量・建設コンサルタント）
　　調達課（物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い）
堺市堺区南瓦町３番１号　堺市役所
郵便番号：590-0078
ＴＥＬ：072-228-7472（契約課）
　　072-228-7473（調達課）
ＦＡＸ：072-228-7289（契約課）
　　072-228-7217（調達課）
Ｅ－ｍａｉｌ：keiyaku@city.sakai.lg.jp（契約課）
　　chotatsu@city.sakai.lg.jp（調達課）
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

オ　利用登録画面が表示されます。
　申請担当者情報及び本店情報を入力します。

【申請担当者情報】

【本店情報】

カ　登録確認画面が表示されます。
問題がなければ『登録』ボタンをクリックします。

キ　結果画面が表示されます。
業者番号、パスワードを確認します。

OnePoint

業者番号は電子調達システムのＩＣカードの利用者登録でも使用します。

注意

業者番号、パスワードは忘れないようにメモするか、『印刷』ボタンから印刷しておいてください。また、他人に知られることのないように適切に管理してください。

ク　利用登録完了通知メールが送信されます。

件名:　【堺市電子登録システム】利用登録完了通知

堺市電子登録システムの利用申請を受け付けました。
堺市入札参加資格の申請は下記URLから堺市電子登録システムにログインして行ってください。
パスワードはシステム利用登録時に登録されたものです。
下記URLにアクセスし、○年○月○日　○時○分までに必要な情報を入力し、利用登録を完了してください。
URL:http://dts.keiyaku.city.sakai.lg.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=

本店照合：○○○○
業者番号：○○○○
利用登録日時：○年○月○日　○時○分

本メールはシステムが自動的に送信しております。
本メールへの返信にてお問い合わせいただいても回答できませんのであらかじめご了承ください。
また、システムの操作に関することはヘルプデスク（ＴＥＬ：０５７０－０１１３１１）にご連絡ください。
なお、本メールに心当たりのない方は下記までご連絡ください。

＊＊
堺市　契約課（建設工事、測量・建設コンサルタント）
　　調達課（物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い）
堺市堺区南瓦町３番１号　堺市役所
郵便番号：590-0078
ＴＥＬ：072-228-7472（契約課）
　　072-228-7473（調達課）
ＦＡＸ：072-228-7289（契約課）
　　072-228-7217（調達課）
Ｅ－ｍａｉｌ：keiyaku@city.sakai.lg.jp（契約課）
　　chotatsu@city.sakai.lg.jp（調達課）
＊＊

OnePoint

以下の情報を失念した場合はそれぞれの機能によりシステム通知（電子メール）を行うことができます。

業 者 番 号：業者番号再通知機能
パスワード：パスワード再通知機能

ただし、いずれの場合も申請担当者情報に登録している連絡メールアドレスに電子メールが送信されますので、当該アドレスが使用できない状態の場合は、「業者番号・パスワード再発行依頼書」を郵送にて送付してください。詳細は「電子登録システム関係」の「業者番号・パスワードが不明の方へ」をご覧ください。

(9)　連絡先メールアドレス、パスワード変更

ア　堺市電子調達・電子登録システムのポータルサイトで、「電子登録システム関係」をクリックし、電子登録システム関係ページの「電子登録システム」をクリックします。

イ　電子登録システムログイン画面が表示されます。業者番号とパスワードを入力し、『ログイン』ボタンをクリックします。

注意

パスワードは、「●●●●●●●●」で表示されます。

ウ　ログインに成功すると、メニュー画面が表示されます。右上の『申請者情報』をクリックし、申請者情報を表示します。

エ　申請担当者情報の『変更』ボタンをクリックします。

オ　申請担当者情報変更画面が表示されます。

カ　各種情報を変更し、『更新』ボタンをクリックします。

【連絡先メールアドレス】
連絡先メールアドレス欄に変更後のメールアドレスを入力します。

【パスワード】
パスワード変更チェックボックスに入れ、表示される欄に新しいパスワード等を入力します。

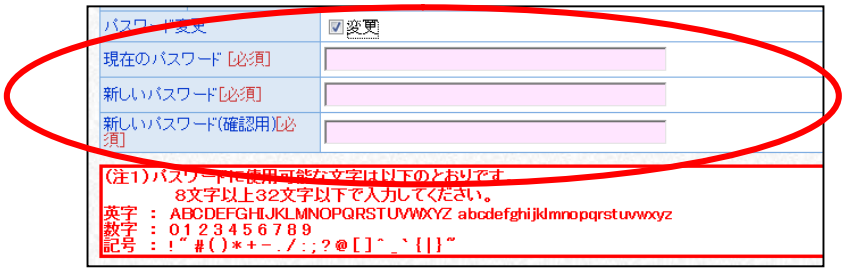

キ　登録内容を確認し、『実行』ボタンをクリックします。

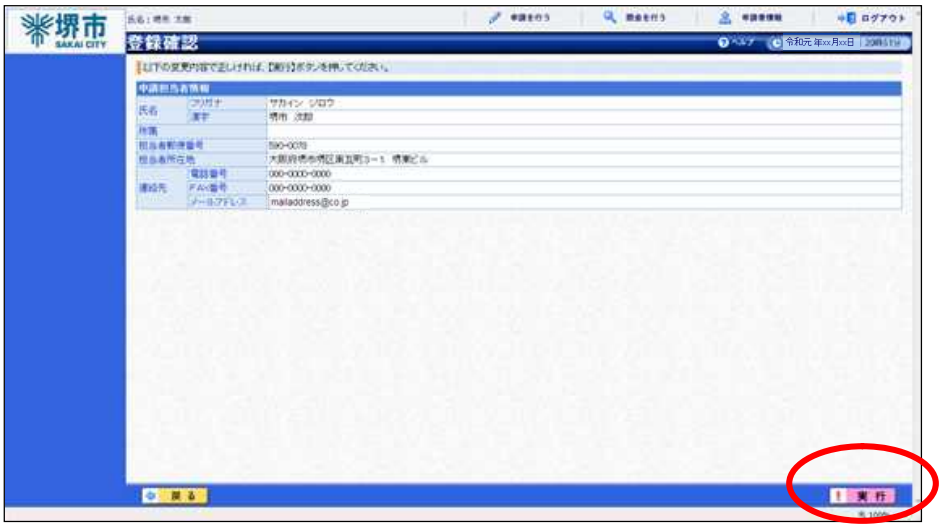

ク　結果画面が表示されます。
　　『ＯＫ』ボタンをクリックします。

ケ　申請担当者情報が変更されていることを確認します。

注意

　電子登録システムで連絡先メールアドレスを変更しても、電子調達システムの連絡先メールアドレスは変更されませんので、別途電子調達システムで変更を行う必要があります。

(10)　定期（追加）申請

ア　堺市電子調達・電子登録システムのポータルサイトで、「電子登録システム関係」をクリックし、電子登録システム関係ページの「電子登録システム」をクリックします。

イ　電子登録システムログイン画面が表示されます。業者番号とパスワードを入力し、『ログイン』ボタンをクリックします。

注意

パスワードは、「●●●●●●●●」で表示されます。

注意

新規で登録する業者は、利用登録から業者番号とパスワードを取得してください。

過去に登録のあった業者は、その業者番号、パスワードを使用してください。

ウ　ログインに成功すると、メニュー画面が表示されます。定期（追加）申請欄の『申請する』をクリックし、入力画面を表示します。

注意

定期、追加申請はそれぞれ申請期間が決まっていますので、当該期間に申請してください。

OnePoint

過去に同じ業者区分で登録があった場合、過去の情報が初期表示されます。

OnePoint

定期（追加）申請の場合は、申請情報を一時保存することができます。
【一時保存する場合】
①各申請画面下部の『一時保存』ボタンをクリックします。
【一時保存から再開する場合】
②「提供サービス一覧」から『申請する』ボタンをクリックし、次画面の「保存情報読込み確認」画面の『はい』ボタンをクリックする。

一時保存

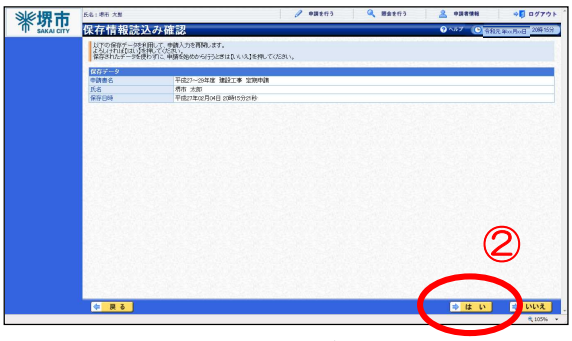

一時保存再開

エ　各項目を入力します。

各項目の注意書きを参考に入力し、各画面の入力が終わったら右下の『次へ』ボタンをクリックしてください。

【本店情報】

【申請担当者情報】

OnePoint

登録されている内容を確認します。

変更する場合は、右上の『申請担当者情報』から行います。

ただし、申請入力中に申請担当者情報の変更を行うとそれまでの入力内容が破棄されますので、申請担当者情報の入力は申請完了後か申請前に行うようにしてください。

【業者情報】

堺市
SAKAI CITY
氏名：申請 四2
申請を行う
照会を行う
申請者情報
ログアウ
業者情報
ヘルプ
令和元年xx月xx日 11時14
1 本店情報
2 申請担当者情報
3 業者情報
4 添付ファイル登録
5 工事共通情報
6 契約先・市内営業所登録
契約先情報
希望業種登録
建設工事業種情報
資本金等
資本金[必須]
10,000,000 円
(半角数字13文字まで、「,」は自動表示されます。 例:120,000,000円)
外国資本割合
外国資本割合[必須]
0 %
(小数点第1位まで、例:101%)
営業情報
設立年月日[必須]
2000 年 1 月 1 日
(例:2015年4月1日)
常勤職員数
(1)技術職員[必須]
10 人
(半角数字7文字まで)
(2)事務職員[必須]
10 人
(半角数字7文字まで)
(3)その他職員[必須]
1 人
(半角数字7文字まで)
(4)総従業員数
21 人(※(1)+(2)+(3))
(半角数字8文字まで)
※公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務のある方は、「障害者雇用状況報告書 8(ハ)常用雇用労働者の数の合計欄」の人数、報告義務のない方は「総従業員数」としてください。
対象年月日現在の障害者雇用状況
対象年月日
2015 年 6月1日現在
(例:2015年)
障害者雇用数[必須]
10 人
(半角数字7文字まで)
※公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務のある方は、「障害者雇用状況報告書 10 計の合計欄」の人数を、報告義務のない方は「常用雇用障害者数」を入力してください。雇用していない場合は「0」を入力してください。
法定雇用障害者数
10 人
(半角数字7文字まで)
※公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務のある方は「障害者雇用状況報告書 8(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数の合計欄」の人数
※「法定雇用率」を、報告義務のない方は「0」を入力してください。
障害者雇用の充足
※障害者雇用数が1人以上でかつ法定雇用障害者数以上である場合のみ、チェックしてください。
本店のISO登録情報
ISO9000シリーズ
取得期間
2014年12月01日 ～ 2016年01月01日
(例:2015年04月01日～)
範囲
テスト
(全角50文字まで)
ISO14001
取得期間
2014年12月01日 ～ 2016年01月01日
(例:2015年04月01日～)
範囲
テスト
(全角50文字まで)
納税通知書情報
堺市税の課税の有無
有 無
通知書番号
111111111111
(半角数字12文字まで)
※法人市民税、事業所税については、「申告書」又は「領収書」に記載されている法人番号を入力してください。
※個人市民税(特別徴収分)については、「通知書」又は「領収書」に記載されている指定番号を入力してください。
※その他の税については、「納税通知書」に記載されている通知書番号を入力してください。
登記簿上所在地情報 ※本店と登記上の本店が違う場合のみ入力してください。
都道府県
市区町村
町・大字
丁目・字
番地入力
(全角120文字まで)
※「町・大字」、「丁目・字」に該当するものが無い場合は、直接入力してください。
方書
(全角40文字まで)
※所在地にビル名等を登録する場合に入力してください。
戻る
一時保存
次へ

【添付ファイル登録】
使用しないようにしてください。

注意

ファイルは添付しないでください。

【工事共通情報】
建設工事の場合に表示されます。

【契約先・市内営業所登録】
本店又は契約先が市内にはなく、その他の市内営業所がある場合は入力します。

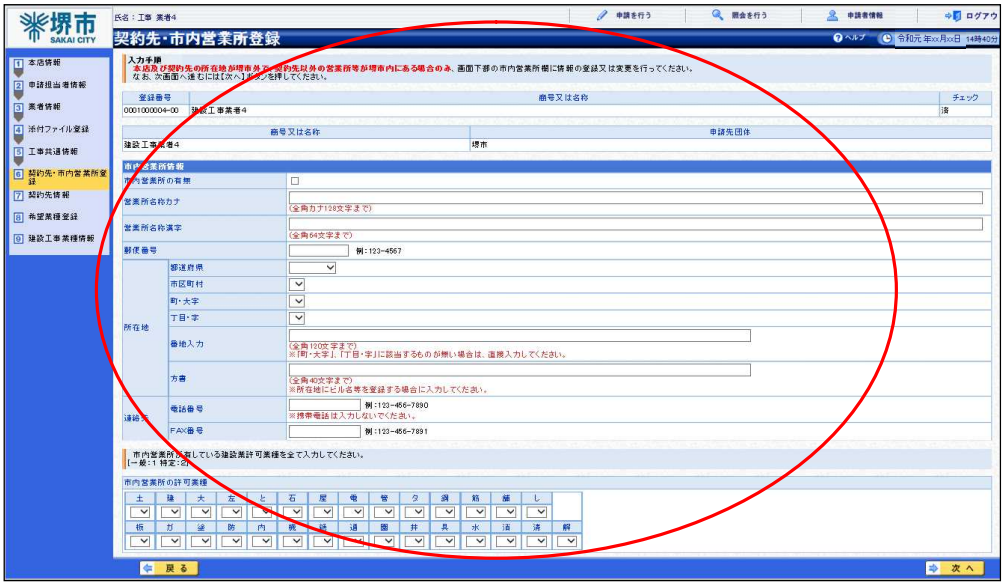

【契約先情報】
契約先区分に「本店」を選択すると、本店情報が複写されます。契約先情報を入力する必要はありません。
支店契約の場合は契約先区分を「本店以外」にし、契約先名称等を入力します。

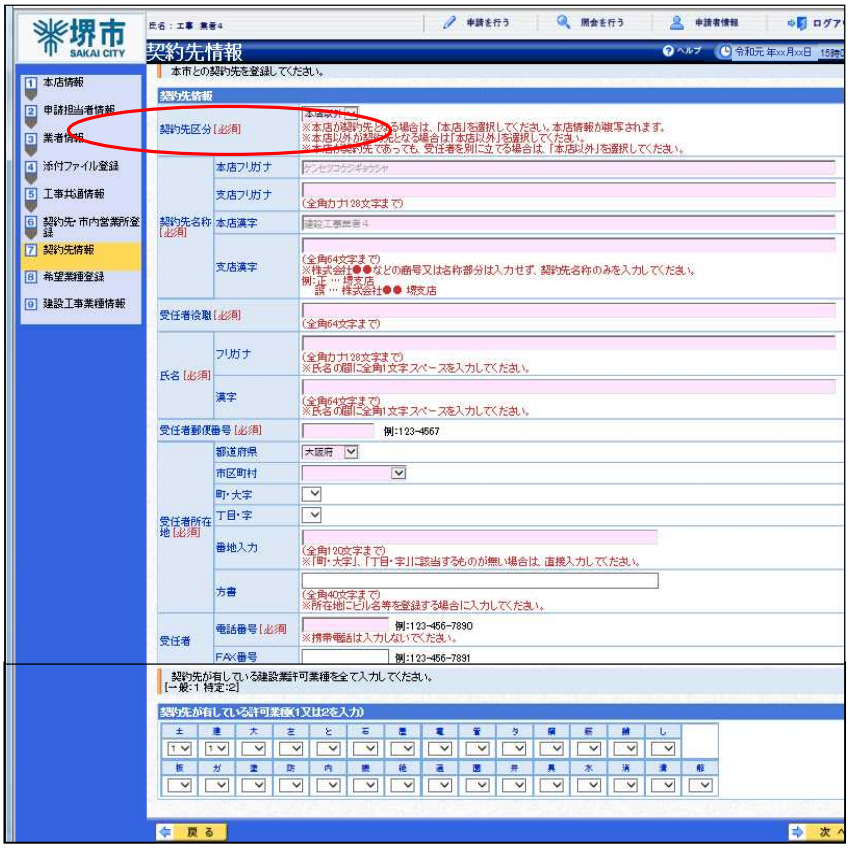

【測量・建設コンサルタント登録事業情報】
測量・建設コンサルタントの場合に表示されます。

【希望業種登録】
「堺市」にチェックが入っていることを確認します。

【建設工事業種情報】

建設工事の場合に表示されます。

OnePoint

業種の選択方法

① 「希望業種」を選択します。

② 『選択』ボタンをクリックし、業種を確定します。

③ 「一般特定区分」から一般、特定を選択します。（その他工事の場合は選択の必要はありません。）

注意

一旦選択した業種を別の業種に変更する際には、再度希望業種を選択し、必ずその都度『選択』ボタンにより確定させてください。『選択』ボタンにより確定しないと選択前の業種情報として登録されますのでご注意ください。

【測量・建設コンサルタント業種情報】
測量・建設コンサルタントの場合に表示されます。

OnePoint

業種の選択方法
① 「コンサル希望業種」を選択します。
② 『選択』ボタンをクリックし、業種を確定します。
③ 「種目」の該当する種目をチェックします。

注意

一旦選択した業種を別の業種に変更する際には、再度希望業種を選択し、必ずその都度『選択』ボタンにより確定させてください。『選択』ボタンにより確定しないと選択前の業種情報として登録されますのでご注意ください。

オ　登録確認画面が表示されます。
　　申請情報の確認が終わったら右下の『登録』ボタンをクリックしてください。

OnePoint

①各画面名横の『修正』から各項目の申請画面へと戻れますので、申請を修正することができます。

※修正ボタンにより、各項目の申請画面へ戻れます。

カ　結果画面が表示されます。
「建設工事、測量・建設コンサルタントの必要書類」欄のＵＲＬをクリックします。

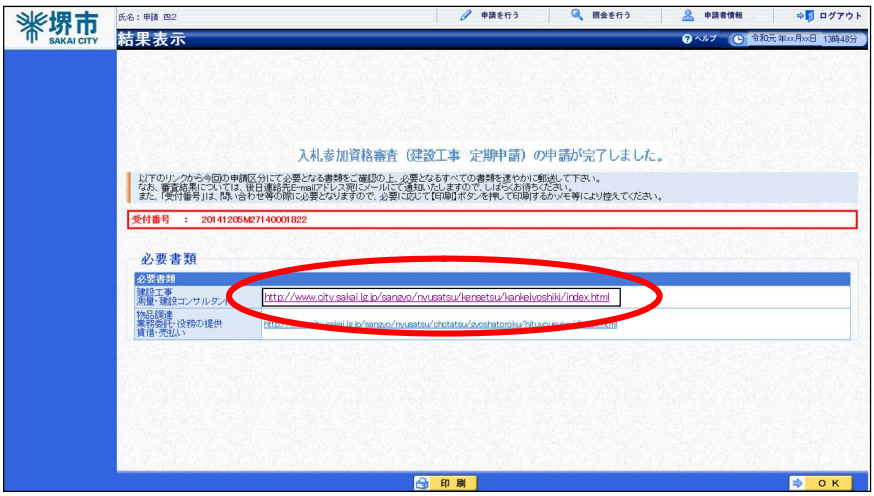

キ　関係様式のページが表示されます。
定期申請書類又は追加申請書類をクリックします。

ク　申請必要書類画面が表示されます。
　本市様式は「提出書類一覧」欄からダウンロードします。

注意

　申請に必要な添付書類は、宛名ラベルを利用して郵送又は持参（原則、郵送にて提出）してください。

(11)　変更申請

ア　堺市電子調達・電子登録システムのポータルサイトで、「電子登録システム関係」をクリックし、電子登録システム関係ページの「電子登録システム」をクリックします。

イ　電子登録システムログイン画面が表示されます。業者番号とパスワードを入力し、『ログイン』ボタンをクリックします。

注意

パスワードは、「●●●●●●●●」で表示されます。

ウ　ログインに成功すると、メニュー画面が表示されます。変更申請欄の『申請する』をクリックし、入力画面を表示します。

注意

変更申請は、申請内容が定期（追加）申請と一部異なる箇所があります。

エ　各項目を入力します。

各項目の注意書きを参考に入力し、各画面の入力が終わったら右下の『次へ』ボタンをクリックしてください。

【本店情報】

実印、使用印の変更を行う場合は、それぞれチェックを入れます。

【申請担当者情報】

OnePoint

登録されている内容を確認します。

変更する場合は、右上の『申請担当者情報』から行います。

ただし、申請入力中に申請担当者情報の変更を行うとそれまでの入力内容が破棄されますので、申請担当者情報の入力は申請完了後か申請前に行うようにしてください。

【業者情報】

堺市 SAKAI CITY
氏名：申請 四2
申請を行う
照会を行う
申請者情報
ログアウ
業者情報
ヘルプ
令和元年xx月xx日 11時14
1 本店情報
2 申請担当者情報
3 業者情報
4 添付ファイル登録
5 工事共通情報
6 契約先・市内営業所登録
契約先情報
希望業種登録
建設工事業種情報
資本金等
資本金[必須]
10,000,000 円
(半角数字13文字まで、「,」は自動表示されます。 例:120,000,000円)
外国資本割合
外国資本割合[必須]
0 %
(小数点第1位まで、例:101%)
営業情報
設立年月日[必須]
2000 年 1 月 1 日
(例:2015年4月1日)
常勤職員数
(1)技術職員[必須]
10 人
(半角数字7文字まで)
(2)事務職員[必須]
10 人
(半角数字7文字まで)
(3)その他職員[必須]
1 人
(半角数字7文字まで)
(4)総従業員数
21 人(※(1)+(2)+(3))
(半角数字8文字まで)
※公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務のある方は、「障害者雇用状況報告書 8(ハ)常用雇用労働者の数の合計欄」の人数、報告義務のない方は「総従業員数」としてください。
対象年月日現在の障害者雇用状況
対象年月日
2015 年 6月1日現在
(例:2015年)
障害者雇用数[必須]
10 人
(半角数字7文字まで)
※公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務のある方は、「障害者雇用状況報告書 10計の合計欄」の人数を、報告義務のない方は「常用雇用障害者数」を入力してください。雇用していない場合は「0」を入力してください。
法定雇用障害者数
10 人
(半角数字7文字まで)
※公共職業安定所(ハローワーク)に報告義務のある方は「障害者雇用状況報告書 8(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数の合計欄」の人数×「法定雇用率」を、報告義務のない方は「0」を入力してください。
障害者雇用の充足
※障害者雇用数が1人以上でかつ法定雇用障害者数以上である場合のみ、チェックしてください。
本店のISO登録情報
ISO9000シリーズ
取得期間
2014年12月01日 ～ 2016年01月01日
(例:2015年04月01日～)
範囲
テスト
(全角50文字まで)
ISO14001
取得期間
2014年12月01日 ～ 2016年01月01日
(例:2015年04月01日～)
範囲
テスト
(全角50文字まで)
納税通知書情報
堺市税の課税の有無
有 無
通知書番号
111111111111
(半角数字12文字まで)
※法人市民税、事業所税については、「申告書」又は「領収書」に記載されている法人番号を入力してください。
※個人市民税(特別徴収分)については、「通知書」又は「領収書」に記載されている指定番号を入力してください。
※その他の税については、「納税通知書」に記載されている通知書番号を入力してください。
登記簿上所在地情報 ※本店と登記上の本店が違う場合のみ入力してください。
都道府県
市区町村
町・大字
丁目・字
番地入力
(全角120文字まで)
※「町・大字」、「丁目・字」に該当するものが無い場合は、直接入力してください。
方書
(全角40文字まで)
※所在地にビル名等を登録する場合に入力してください。
戻る
次へ

【添付ファイル登録】

第２希望業種を追加する場合に、『希望業種追加』にチェックします。
申請に必要な書類は添付せず、郵送等で提出して下さい。

注意

ファイルは添付しないでください。

【工事共通情報】

建設工事の場合に表示されます。

【契約先・市内営業所登録】
本店又は契約先が市内にはなく、その他の市内営業所がある場合は入力します。

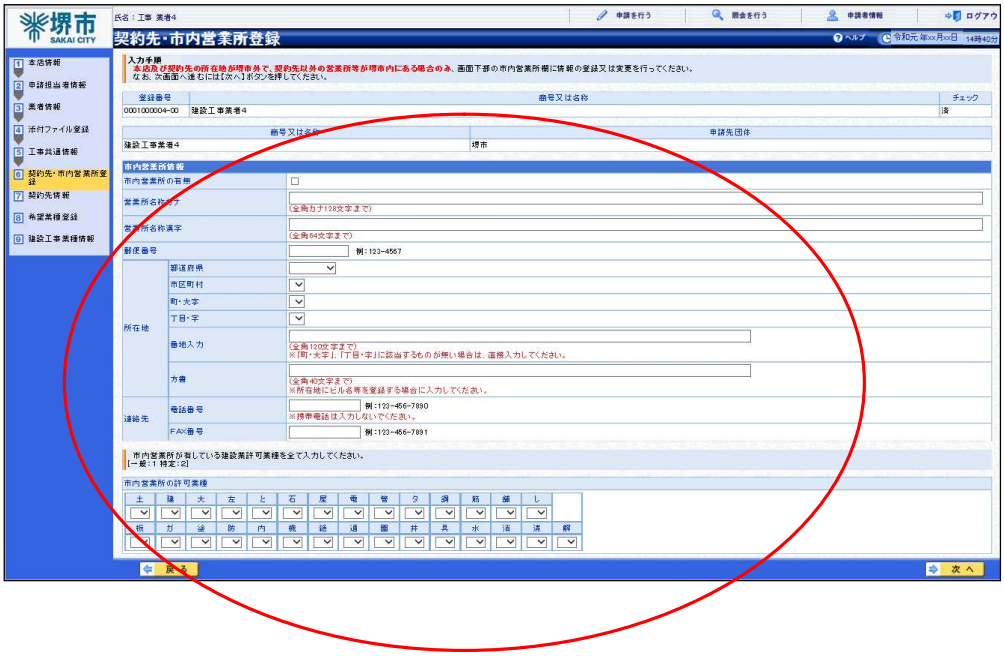

【契約先情報】
　契約先区分に「本店」を選択すると、本店情報が複写されます。契約先情報を入力する必要はありません。
　支店契約の場合は契約先区分を「本店以外」にし、契約先名称等を入力します。

【測量・建設コンサルタント登録事業情報】
測量・建設コンサルタントの場合に表示されます。

【希望業種登録】
「堺市」にチェックが入っていることを確認します。

【建設工事業種情報】
建設工事の場合に表示されます。

希望業種の削除、一般特定区分の変更申請を行うことができます。
希望業種の追加（第２希望）は【添付ファイル登録】画面において行います。

注意

誤って『削除』ボタンをクリックした場合は、削除した業種を再度選択することはできませんので、画面上部の申請を行うボタンから再度変更申請をやり直す必要があります。

注意

希望業種の入替えは変更申請ではなく、希望業種変更申請により行うことができます。

【測量・建設コンサルタント業種情報】
測量・建設コンサルタントの場合に表示されます。

希望業種の削除、種目の変更申請を行うことができます。
希望業種の追加（第２希望）は【添付ファイル登録】画面において行います。

注意

誤って『削除』ボタンをクリックした場合は、削除した業種を再度選択することはできませんので、画面上部の申請を行うボタンから再度変更申請をやり直す必要があります。

注意

希望業種の入替えは変更申請ではなく、希望業種変更申請により行うことができます。

オ　登録確認画面が表示されます。
申請情報の確認が終わったら右下の『登録』ボタンをクリックしてください。

OnePoint

①各画面名横の『修正』から各項目の申請画面へと戻れますので、申請を修正することができます。

※修正ボタンにより、各項目の申請画面へ戻れます。

カ　結果画面が表示されます。
「建設工事、測量・建設コンサルタントの必要書類」欄のＵＲＬをクリックします。

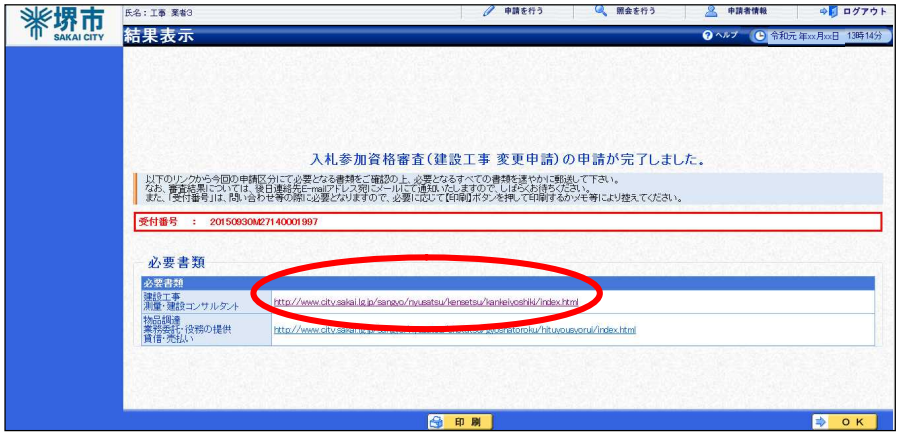

キ　関係様式のページが表示されます。
『変更申請書類』をクリックします。

ク　変更申請必要書類一覧画面が表示されます。
『入札参加資格登録変更申請に係る必要書類一覧』をクリックします。
本市様式は「様式のダウンロード」欄からダウンロードします。

注意

申請に必要な添付書類は、宛名ラベルを利用して郵送又は持参してください。

入札参加資格登録変更申請に係る必要書類一覧

	登記事項証明書又は登記簿謄本	印鑑証明書（原本のみ）	印鑑登録証明書（原本のみ）	同意書	使用印鑑届又は使用印鑑届兼委任状（工事・コンサル用）※1	ＩＳＯの審査登録証及び付属書又は住所変更の届出書類	法人（設立・設置）申告書又は法人異動申告書	建設業許可通知書 ※3	建設業許可証明書 ※3	建設業許可変更届出書（第一面）	建設業許可変更届出書（第二面）	建設業許可申請書の様式第1号及び別紙二（営業所一覧表）	登録行政庁への変更届出書、登録証明書又は現況報告書等 ※3	障害者雇用状況報告書又は障害者の雇用状況報告書兼誓約書※2	防災協定締結団体への加入が確認できる書類、消防協力事業所登録証又は消防協力事業所登録申請書	建設業労働災害防止協会の加入証明書	営業所所在地等報告書兼調査同意書	第2希望業種追加届（建設工事用）	第2希望業種追加届（測量・建設コンサルタント用）	口座振替依頼書
商号又は名称	法	法		①	○				工	工			コ							⑦
代表者(法人のみ)	○	○			○				工	工			コ							⑦
代表者の役職名					○															⑦
本店の移転	法				○	②	③		工	工			コ	④		⑤	⑥			⑦
本店の所在地方書					○															
資本金	○																			
登記簿上所在地	○						③													
ＩＳＯ情報						②														
実印		□	□		○															
障害者雇用状況														④						
防災協定締結・消防協力事業所登録の状況															○					
建設業労働災害防止協会の加入状況																⑤				
建設業許可業種								工	工	工		工								
コンサルの登録部門の変更等													コ							
市内営業所（契約先以外）の開設							③			工		工	コ				○			
市内営業所（契約先以外）の移転・営業所名の変更										工		工	コ				○			
市内営業所（契約先以外）の建設業許可業種										工		工								
契約先の開設					○		③			工		工	コ				⑥			⑦
契約先支店名					○					工		工	コ							⑦
契約先受任者					○															⑦
契約先移転					○		③			工		工	コ				⑥			⑦
契約先（支店から本店へ）					○					工		工	コ							⑦
契約先（支店から支店へ）					○		③			工		工	コ				⑥			⑦
使用印鑑					○															⑦
第２希望業種の追加 ※4								工	工	工		工	コ					工	コ	
法人成り又は法人の合併・分割等による営業承継変更	内容により申請方法、必要書類等が異なりますので、必ず事前に契約課へご確認ください。																			

法：法人のみ　工：工事のみ　コ：コンサルのみ　○：必須　□：□内のいずれか　①～⑦：該当する場合のみ

※１　本店契約の場合は使用印鑑届を、支店契約の場合は使用印鑑届兼委任状を提出すること。物品・委託等・リース・レンタル・売払いの登録がある場合は、物品・委託等・リース・レンタル・売払い用の使用印鑑届、使用印鑑届兼委任状又は許認可等の写しが必要です。

※２　公共職業安定所（ハローワーク）に報告義務がある場合は障害者雇用状況報告書の写しを、公共職業安定所（ハローワーク）に報告義務がない場合は障害者の雇用状況報告書兼誓約書を提出すること。

※３　建設業許可証明書、建設業許可通知書又は登録証明書については、変更申請日より３か月以内に発行されたものに限る。

※４　建設業許可証明書又は建設業許可通知書については、変更申請日より３か月以内に発行されたもので、有している建設業許可業種が全て記載されているものに限る。

① 人格区分が変更となる場合のみ必要（有限会社→株式会社等）

② 工事登録業者のうち、建設業許可上の本店所在地が堺市内（新たに堺市内へ移転する場合、又は堺市内で移転する場合を含む。）にある場合のみ必要

③ 新たに堺市内へ移転する場合のみ必要（堺市（法人諸税課又は税務サービス課）受付済のもの）

④ 工事登録業者のうち、建設業許可上の本店所在地が堺市内（新たに堺市内へ移転する場合を含む。）にある業者のみ必要

⑤ 工事登録業者のうち、建設業許可上の本店所在地が堺市内（新たに堺市内へ移転する場合を含む。）にある業者のみ必要

⑥ 本店（契約先）所在地を新たに堺市内へ移転する場合、又は堺市内で移転する場合のみ必要

⑦ 提出対象者のみ会計室に提出が必要

(12)　希望業種変更申請

ア　堺市電子調達・電子登録システムのポータルサイトで、「電子登録システム関係」をクリックし、電子登録システム関係ページの「電子登録システム」をクリックします。

イ　電子登録システムログイン画面が表示されます。業者番号とパスワードを入力し、『ログイン』ボタンをクリックします。

注意

パスワードは、入力しても「●●●●●●●●」で表示されます。

ウ　ログインに成功すると、メニュー画面が表示されます。希望業種変更申請欄の『申請する』をクリックし、入力画面を表示します。

エ　希望業種の入力を行います。

【建設工事業種情報】

建設工事の場合に表示されます。

OnePoint

業種の選択方法

① 「希望業種」を選択します。

② 『選択』ボタンをクリックし、業種を確定します。

③ 「一般特定区分」から一般、特定を選択します。（その他工事の場合は選択の必要はありません。）

注意

一旦選択した業種を別の業種に変更する際には、再度希望業種を選択し、必ずその都度『選択』ボタンにより確定させてください。『選択』ボタンにより確定しないと選択前の業種情報として登録されますのでご注意ください。

【測量・建設コンサルタント業種情報】
測量・建設コンサルタントの場合に表示されます。

OnePoint

業種の選択方法
① 「コンサル希望業種」を選択します。
② 『選択』ボタンをクリックし、業種を確定します。
③ 「種目」の該当する種目をチェックします。

注意

一旦選択した業種を別の業種に変更する際には、再度希望業種を選択し、必ずその都度『選択』ボタンにより確定させてください。『選択』ボタンにより確定しないと選択前の業種情報として登録されますのでご注意ください。

オ　登録確認画面が表示されます。
申請情報の確認が終わったら右下の『登録』ボタンをクリックしてください。

カ　結果画面が表示されます。
「建設工事、測量・建設コンサルタントの必要書類」欄のＵＲＬをクリックします。

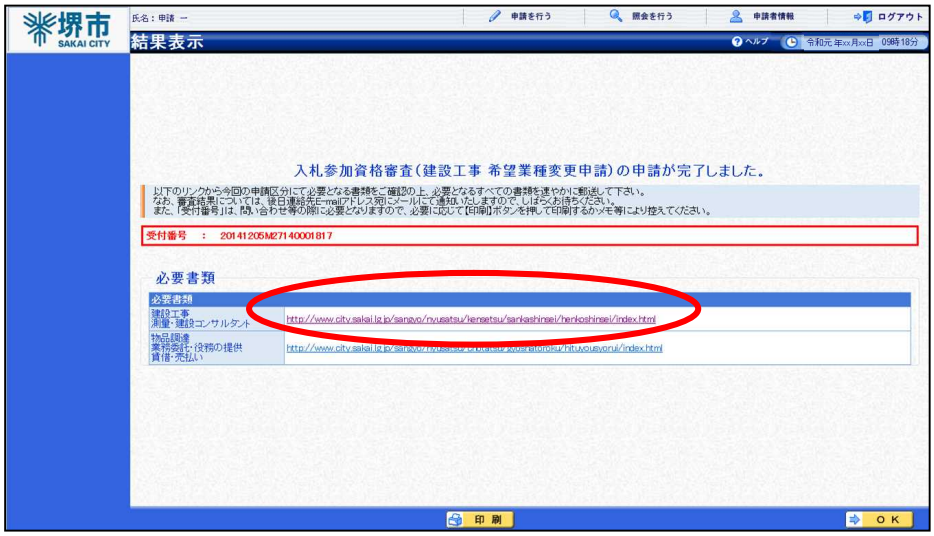

キ　関係様式のページが表示されます。
『変更申請書類（希望業種）』をクリックします。

ク　必要書類が表示されます。

注意

新たに希望する業種について書類の提出が必要となります。<u>第１希望業種と第２希望業種の入れ替えの場合は、書類の提出は不要です。</u>

書類の提出が必要な場合、申請に必要な添付書類を郵送又は持参します。

※封筒の表面に「希望業種変更申請添付書類在中」と記入してください。

(13)　電子登録システムに関する「よくある質問と回答」

「電子登録システム関係」ページに、「よくある質問と回答」を掲載しています。

※レイアウト等の変更を行うことがあります。

よくある質問と回答の一例

Ｑ１　ＩＣカードが必要ですか。

Ａ１　電子登録システムの利用には、ICカードは必要ありません。業者番号とパスワードを入力すればログインできます。

Ｑ２　電子登録システムを利用したいのですが、業者番号・パスワードがわかりません。

Ａ２　次の2つの方法があります。まず方法１を試していただいて、それでできなければ方法2で申請してください。

方法１

・パスワードについて

「パスワード再交付申請」において、10 桁の業者番号を入力していただきますと堺市に登録している連絡先メールアドレスにパスワードが通知されます。

・業者番号について

「業者番号再通知」において、業者名（本店商号）と堺市に登録している連絡先メールアドレスを入力していただきますと連絡先メールアドレスに業者番号が通知されます。

方法２

「電子登録システム関係」ページの「業者番号・パスワードが不明の方へ」から「業者番号・パスワード再発行依頼書」をダウンロードして郵便により依頼してください。

Ｑ３　工事と物品で登録していますが、変更申請はそれぞれの業者区分で必要ですか。

Ａ３　必要です。各業者区分ごとに申請してください。

Ｑ４　利用登録を行ってから数時間経ちますが、メールがまだ来ません。

Ａ４　利用登録のメールは、時間がかかることがあります。利用登録を行ってから数時間経っても届いていないのであれば、メールアドレスに誤りがあったと思われます。　この場合は、再度利用登録から操作をお願いします。

Ｑ５　定期申請、追加申請又は変更申請を行政書士に委任してもいいですか。

Ａ５　行政書士に委任しても結構ですが、連絡先メールアドレスを行政書士のメールアドレスにしていると、そちらに通知が届きますので、行政書士を変更された場合は、連絡先メールアドレスを変更してください。

Ｑ６　業者番号とパスワードはどのように入手しますか。

Ａ６　堺市電子登録ホームページの「利用登録」から登録を行ってください。
　ただし、過去に登録した方はその業者番号、パスワードを使用することになりますので、新たに取得しないようにしてください。

Ｑ７　変更申請の必要書類はどこからダウンロードできますか。

Ａ７　建設工事・工事関連業務ホームページの「関係様式」に変更書類があります。本市指定様式の書類名をクリックするとダウンロードすることができます。

Ｑ８　変更申請の入力を行い、必要書類を送付してから長い間たちますが審査結果通知メールが届きません。

Ａ８　登録している連絡先メールアドレスが正しいアドレスがどうかご確認ください。行政書士等に委任されている（委任されていた）場合は、行政書士等のメールアドレスになっている可能性がありますので申請担当者情報画面で確認のうえ、メールアドレスを変更してください。
　また、連絡先メールアドレスを担当者個人のメールアドレスなどにされますと、担当者の異動、退職等によりメールが見ることができないということが想定されますので、会社や部署などの組織のメールアドレスにすることをおすすめします。

Ｑ９　変更申請の添付書類の提出はどのようにすればよいでしょうか。

Ａ９　契約課まで郵送又は持参してください。

Q10　希望業種として登録している建設業許可の許可種別を一般建設業許可から特定建設業許可に変更しました。何か申請する必要がありますか。

A10　「契約先情報」及び「建設工事業種情報」の変更申請を行ってください。変更内容は「契約先が有している建設業種」及び「一般特定内容区分」を一般から特定へ変更してください。

Q11　代表者を変更するのですが、新しい代表者の名前に外字（機種依存文字）が含まれ、システムに入力することができません。

A11　システムには常用漢字の置き換え文字で入力してください。

Q12　現在業者登録はしていますが、建設工事・工事関連業務ホームページに追加申請の案内がありました。再度追加申請を行う必要があるのでしょうか。

A12　すでに業者登録している場合は、次の定期申請まで申請は行う必要はありません。ただし、途中で辞退等をされたことにより入札参加資格がなくなった場合で、再度業者登録を希望する場合は、追加申請を行う必要があります。

Q13　追加申請を行いたいと思っているのですが、受付期間前に提出書類を先に作成することはできますか。

A13　提出書類（本市指定様式）は受付期間前に公表しますので、事前に作成することができます。

Q14　追加申請を行っているのですが、一時保存しました。次に一時保存の続きを行う場合はどうしたらいいですか。

A14　ログイン後に表示される「提供サービス一覧」画面の追加申請欄に「保存中」と表示され、「申請する」ボタンをクリックし「保存情報読込み確認」画面において『はい』ボタンをクリックしますと引き続き申請することができます。

Q15　本店ＩＳＯの範囲はどのように記入すればよいですか。数がたくさんあり書ききれません。

A15　代表例のみ記入していただければ結構です。

Q16　Windows 7 の端末で電子登録システムを利用できますか。

A16　「 Windows 7 」については、Microsoft 社のサポートが終了したことに伴い堺市電子登録システム推奨環境から除外しました。これらの OS 環境では堺市電子登録システムがただちに利用できなくなることはありませんが、今後脆弱性が発見された場合や新たな問題が発生した場合には、サポートを行えません。お早めに電子登録システム推奨環境内の他の OS への移行をお願いいたします。